

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則 10 万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円とします。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者（障害者を含む）がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上いるとき
 - (4) 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子※「小学校等」には、保育園、幼稚園、特別支援学校（高等部まですべて）等が含まれます。
 - (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - (6) その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき
- 4 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。申込みの際は、生計を同じくする方全員分の住民票を提出してください。
- 5 申込みは借入れを希望する本人が申込手続きを行うこととなります。
- 6 借入申込みにあたっての必要書類
 - ①借入申込書
 - ②借用書
 - ③重要事項説明書
 - ④収入の減少状況に関する申立書
 - ⑤世帯全員分の住民票（マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
※借入申込書の「世帯状況」に記載する方全員分の住民票を提出。住民票上で世帯分離している場合も、各世帯の住民票を併せて提出してください。
※一度、コロナ特例緊急小口資金を借入し、世帯状況に変更のない方は不要
 - ⑥振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカード
 - ⑦本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカードのいずれか。外国籍の方は在留カード）
 - ⑧確認チェックリスト（※郵送申込の場合のみ）
※その他、返済に使用する口座振替依頼書のご記入をお願いする場合があります。
- 7 借入申込は、感染症拡大防止の観点から、郵送による申込にご協力お願いいたします。
 - ①まず、お住まいの市町社会福祉協議会に電話でご相談ください。
 - ②栃木県社協ホームページからのダウンロードまたは市町社協からの郵送により、上記必要書類①～④及び⑧を入手。（印刷の際は、それぞれ片面印刷する。）
 - ③「借入申込みにあたっての留意事項」「重要事項説明書」を読む。
 - ④記入例を参考に、必要書類①～④に必要事項を記入・捺印。また必要書類⑤～⑦をそろえる。
 - ⑤必ず、⑧「確認チェックリスト」を使って必要書類の漏れや記入漏れがないか確認する。

⑥必要書類①～④はコピーを取り、借入申込者が控として保有する。

⑦必要書類①～⑧を必ず簡易書留で、お住まいの市町社会福祉協議会あてに郵送。郵送料は申込をする方のご負担となりますのでご了承ください。

※緊急小口資金については、4月30日から中央労働金庫でも受付しております。

受付手続きは、こちらのホームページ (<https://all.rokin.or.jp/kinkyukoguchi.html>) をご覧ください。下記あてに郵送での申込みとなります。

申込書類は、ホームページから取得、またはお電話で郵送を依頼してください。

労働金庫連合会 緊急小口資金受付担当 0120-225-755 (平日9時～17時) 〒101-0062 東京都神田駿河台2-5-15
--

8 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合、貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。

9 申込受付後、栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果について書面での通知は行いません。貸付決定の場合、貸付金の送金の事実をもって決定通知に代えさせていただきます。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は、県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。

10 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。お住まいの市町社会福祉協議会経由で栃木県社会福祉協議会に申込書が届いてから、7営業日程度かかりますのでご了承ください。

11 返済について、栃木県において今回の特例貸付を受けた者は、一律、据置期間 12 か月となります。減収後の生活再建のため、貸付後、返済開始まで1年間の猶予期間（据置期間）を設定しています。据置期間終了後、24か月以内での分割または一括返済となります。生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。

【参考】・返済期間 24 か月の場合の返済月額

借入金額 10 万円の場合・・・月額 4,160 円(最終回は 4,320 円)

借入金額 20 万円の場合・・・月額 8,330 円(最終回は 8,410 円)

・返済期間 12 か月の場合の返済月額

借入金額 10 万円の場合・・・月額 8,330 円(最終回は 8,370 円)

借入金額 20 万円の場合・・・月額16,660円(最終回は16,740円)

12 貸付金の利率は無利子とします。ただし、最終償還（返済）期限までに返済しなかった場合、残元金に対して延滞利子（年利3.0%）が発生します。

13 資金を借り受けた者は、借入期間中、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。

14 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

15 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。